

転出

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---	-----	-------	----	------	-----

住所
戸籍

保
険
年
金

高
齢

障
害

こ
ども

税・料
金

所 籍	マイナンバーカードをお持ちの方		転入先でマイナンバーカードの継続利用 (住所変更)が必要です。	マイナンバーカード		転入先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方		転入先で再申請が必要です。			⑩ 市民課	
	印鑑登録をしている方		転出予定日で自動的に登録廃止になります。				
険 金	国民健康保険に加入している方		・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	資格確認書		⑪ 保険年金課	
		→修学のために転出する方	転出先で引き続き下妻市の資格確認書を使う手続き	在学証明書			
		→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
	各種認定証をお持ちの方		各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等			
	海外に転出される方で国民年金(第1号)に加入している方		・資格喪失の届出 ・(希望する場合)任意加入の申出	受付窓口でご相談ください。			
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方		・後期高齢者医療資格確認書等の返却 ・負担区分等証明書の受取(転出先へ提出) ・各種認定証の返却	・後期高齢者医療資格確認書 等			
齢	65歳以上の方 または40歳以上で要介護認定を受けている方		介護保険被保険者証等の返却	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 (要介護認定を受けている方) ・介護保険負担限度額認定証 (交付されている方)		⑫ 長寿支援課	
		→要介護認定等申請中の方	受給資格証明書の受取 (要介護認定を受けている方)	受付窓口でご相談ください。			
		→住所地特例に該当する施設に転出する方	介護保険被保険者証等の返却 (新しい被保険者証等は後日郵送)	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 (要介護認定を受けている方) ・介護保険負担限度額認定証 (交付されている方)			
害	重度心身障害者(福)医療費受給者証をお持ちの方		受給者証の返却	重度心身障害者(福)医療費受給者証		⑬ 保険年金課	
	特別児童扶養手当を受給している方		転出先での手続き案内			⑭ 福祉課	
	障害福祉サービス、障害児通所サービスをお使いの方		転出先での手続き案内 障害支援区分認定を受けている方は、 証明書を交付します。 ※転出先へ提出してください。	(お持ちの方) ・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証			
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当 を受給している方		転出先での手続き案内				
	障害者手帳をお持ちの方		各種手帳の住所変更	受付窓口でご相談ください。			
	重度心身障害児童福祉手当を受給している方		資格喪失届				
ども	妊娠中の方		下妻市の妊婦健康診査受診票は使えなくな りますので、転出先で手続きください。	妊婦健康診査受診票等		⑮ こども家庭センター	
	妊産婦(福)医療費受給者証をお持ちの方		受給者証の返却	妊産婦(福)医療費受給者証		⑯ 保険年金課	
	子ども(福)医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生世代)		受給者証の返却	子ども(福)医療費受給者証			
	ひとり親家庭等に該当している方		ひとり親(福)医療費受給者証の返却	ひとり親(福)医療費受給者証			
			児童扶養手当の住所変更	受付窓口でご相談ください。		⑰ 子育て支援課	
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生世代)		児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせ ください。	転入先での申請遅れに注意ください。			
	保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方		退園手続き				
	小中学生のお子さんがいる方		(転校する場合) 転校手続き	※学校から「在学証明書」と「教科用図書 給与証明書」を受け取り、転出先へ提出 してください。		これまで通っていた 小・中学校	
		(転校しない場合) 区域外就学手続き	受付窓口でご相談ください。		⑲ 教育総務課(2階)		
料 金	上下水道の使用をやめる方		使用中止(・廃止)の届出	電話・市公式LINEでお手続きください。		第一環境(株) 0296-45-1211 ※上下水道料金徴収業務委託者	
	下水道使用宅で、井戸水等を使用している方		使用態様変更届により人数変更	お電話でお手続きください。		上下水道課(庁外) 0296-44-5311	
	下妻市に土地や家屋をお持ちの方		納税管理人のご相談			⑳ 税務課	
	海外に転出される方						
	原付バイク・小型特殊を所有している方		廃車申告(軽自動車税)	ナンバープレート、標識交付証明書、 本人確認書類			
	軽自動車を所有している方		軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所でご相談ください。			同左 050-3816-3106	
	軽二輪(125cc超250cc以下)、 小型二輪(250cc超)を所有している方		茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所でご相談ください。			同左 050-5540-2018	
	未納となっている税や料等のご相談		納付相談			㉑ 収納課	

※裏面もご確認ください。

※上下水道課は本庁舎とは別の施設にあります。(下妻市長塚乙89-1)

その他	犬を飼っている方で犬の所在地が市内のまま、飼主等が変わる場合	犬の登録事項の変更届	窓口または、市公式ホームページからお手続きできます。 ※犬を連れて転出する場合は、鑑札を持参し、転出先の市区町村で変更登録手続きをしてください。		
	マイクロチップが入った犬・猫を飼っている方	マイクロチップ情報変更登録	環境省指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」または、民間登録団体(AIPO、FAMなど)の登録をしているところで、変更手続きください。		㊼ 環境課(2階)
	浄化槽の使用を廃止・休止する管理者	廃止手続き	窓口または、市公式ホームページからお手続きできます。		
		休止手続き※	※休止前に必ず清掃を行いその記録を添付してください。		
	市営住宅を退去する方	市営住宅退去の相談	受付窓口でご相談ください。		㊴ 建設課(2階)

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 1階10番窓口(市民課)で早急に取消の手続きをしてください。

下妻市役所

〒304-8501
下妻市本城町三丁目13番地

市役所代表電話
0296-43-2111

開庁時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分

※毎月第1・第3木曜日(閉庁日を除く)のみ窓口業務の一部を午後7時まで延長
(土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日は閉庁します)



市公式LINE



人と自然を活かし、住みよさを
創るまち しもつま

手続きチェックシート

転出

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

・国外に転出される方をお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから14日以内に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード)」を持参して
新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

・資格確認書
・年金手帳※ ・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き、本人確認書類としてご利用いただけます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。